

「キャッシュカード規定」一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合の自動機による払戻しおよび振込については、1日50万円を限度としておりますが、お客様のご希望により限度額の変更を行うことが可能となっております。

今般、上記に伴い「キャッシュカード規定」の改定を行いました。

以下の赤字の所が改定箇所となります。

◆「キャッシュカード規定」の改定内容

旧	新
1. (カードの利用)	1. (カードの利用)
省略	省略
④ その他組合所定の取引をする場合	④ その他当組合所定の取引をする場合
省略	省略
3. (支払機による預金の払戻し)	3. (支払機による預金の払戻し)
省略	省略
(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内（ただし、1日あたりの払戻しについて当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。
省略	省略
4. (振込機による振込)	4. (振込機による振込)
省略	省略
(2) 第1項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内とします。	(2) 第1項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内（ただし、1日あたりの振込について当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。
省略	省略